

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年7月31日
【会社名】	株式会社セブン & アイ・ホールディングス
【英訳名】	Seven & i Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高経営責任者（CEO） スティーブン・ヘイズ・ディカス
【本店の所在の場所】	東京都千代田区二番町8番地8
【電話番号】	（03）6238 - 3000（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 最高財務責任者（CFO） 高木 哲也
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区二番町8番地8
【電話番号】	（03）6238 - 3000（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 最高財務責任者（CFO） 高木 哲也
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）
【届出の対象とした募集金額】	（第23回新株予約権証券） その他の者に対する割当 0円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 80,000,486,101円 （第24回新株予約権証券） その他の者に対する割当 0円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 79,999,853,401円 （第25回新株予約権証券） その他の者に対する割当 0円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 79,999,853,401円 （第26回新株予約権証券） その他の者に対する割当 0円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 79,999,853,401円 （第27回新株予約権証券） その他の者に対する割当 0円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 79,999,853,401円 （注） 各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は原則1円ですが、当社普通株式に係る公開買付けが開始又は公表された場合等一定の場合には、行使価額が変動します。新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、以下に定義するTOB時残存期間割合を上限の1と仮定した場合の本有価証券届出書提出日現在における見込額（上限額）であり、実際の金額は新株予約権の行使の際に決定する行使価額に基づき変動します。 また、新株予約権の行使可能期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は0円となります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第23回新株予約権証券）】

（1）【募集の条件】

発行数	1個（新株予約権1個につき37,932,800株（上限））
発行価額の総額	新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
発行価格	新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	2026年8月17日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社セブン＆アイ・ホールディングス 財務企画部
払込期日	該当事項なし
割当日	2026年8月17日
払込取扱場所	該当事項なし

- （注）1．株式会社セブン＆アイ・ホールディングス第23回新株予約権（以下「第23回新株予約権」といい、株式会社セブン＆アイ・ホールディングス第24回新株予約権（以下「第24回新株予約権」といいます。）、株式会社セブン＆アイ・ホールディングス第25回新株予約権（以下「第25回新株予約権」といいます。）、株式会社セブン＆アイ・ホールディングス第26回新株予約権（以下「第26回新株予約権」といいます。）及び株式会社セブン＆アイ・ホールディングス第27回新株予約権（以下「第27回新株予約権」といいます。）と併せて、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）は、2026年7月31日（金）付の取締役会決議にて発行を決定しております。なお、本新株予約権の割当予定先であるＳＭＢＣ日興証券株式会社（以下「ＳＭＢＣ日興証券」又は「割当予定先」といいます。）は、本新株予約権の権利行使可能期間内に、一定の場合を除き、本新株予約権を行使する、又は本無償譲渡（下記「（2）新株予約権の内容等 注第2項」に定義します。）を実施することが義務付けられております。詳細は、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 ファシリティ型自己株式取得（ASR）について （2）ファシリティ型自己株式取得（ASR）の概要について」をご参照ください。
- 2．本新株予約権の振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号
- 3．本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
割当予定先の状況については、別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。
- 4．当社は、2026年8月3日に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）において買付の委託を行い、約4,000億円に相当する189,663,300株の自己株式の取得（以下「本自己株式取得（ToSTNeT-3）」といい、かかる取得株式数を「取得予定株式数」といいます。）を行います（その他の取引制度や取引時間への変更は行いません。）。なお、当該買付注文は当該取引時間限りの注文とします。本自己株式取得（ToSTNeT-3）においては、その取得予定株式数189,663,300株についてＳＭＢＣ日興証券より売付注文がなされる予定であります。本新株予約権1個につき発行される株式の数は、本有価証券届出書提出日現在における見込株式数（上限株式数）であり、当該株式数は、当社が新株予約権の発行に先行して2026年8月3日に行う本自己株式取得（ToSTNeT-3）においてＳＭＢＣ日興証券以外の当社株主からの売付注文がなく、かつ取得可能株式数（平均VWAP）（以下で定義します。）が100株となった場合を前提とした株式数であり、売却株式数（日興）（以下で定義します。）（上限）より100株を控除した株式数です。実際に発行される株式の数は、本新株予約権の権利行使時に下記「（2）新株予約権の内容等 新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の方法により算出されます。なお、本新株予約権の行使可能期間内に行使が行われない場合には、本新株予約権の行使に際して発行される株式数は0株となります。

（２）【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	1 本新株予約権の行使価額は原則1円であり、株価の上昇又は下落により、交付株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。）が変動しても変化しない。 2 本新株予約権の交付株式数の決定基準：交付株式数は、原則として以下の算式のとおり決定される。なお、当社普通株式に係る公開買付けが開始又は公表された場合等一定の場合には別途の算出方法にて決定される。詳細は、下記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項に記載する。 交付株式数 = 売却株式数（日興） - 取得可能株式数（平均VWAP） 上記の算式において用いられた用語は、それぞれ以下に定める意味を有する。 「売却株式数（日興）」とは、本自己株式取得（ToSTNeT-3）に際して、S M B C 日興証券が自己の計算で当社に売却した当社普通株式の数（以下「全売却株式数（日興）」という。）より、全売却株式数（日興）を5で除した株式数（ただし100株未満は切捨てる。）に4を乗じた株式数を控除した株式数とする。 「取得可能株式数（平均VWAP）」とは、（ア）受領金額（日興）（以下に定義する。）を（イ）平均VWAP（以下に定義する。）で除した株式数をいい、計算の結果生じる100株未満の端数はこれを切り上げるものとする。 （ア）「受領金額（日興）」とは、2026年7月31日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に売却株式数（日興）を乗じた金額とする。 （イ）「平均VWAP」とは、2026年8月4日（同日を含む。）から別記注第1項第(3)号に定める本新株予約権の行使請求の効力発生日（以下「行使請求日」という。）の直前取引日（同日を含む。）までの期間（以下「平均VWAP算定期間」という。）中の東京証券取引所における、当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）の単純算術平均値に100.55%を乗じた価格（円位未満小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入する。）をいう。ただし、平均VWAPの算定において、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び本新株予約権の発行要項に定める除外市場混乱事由発生日（以下「除外市場混乱事由発生日」という。）は平均VWAP算定期間を含めないものとする。 3 交付株式数の決定頻度：行使請求日に1回のみ決定される。 4 交付株式数の上限：37,932,800株（2026年2月28日現在の発行済株式数に対する割合は1.46%） なお、当社普通株式に係る公開買付けが開始又は公表された場合等一定の場合には別途の算出方法にて決定される。詳細は、下記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項に記載する。 5 行使価額の下限：1円 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の交付株式数の上限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）：1円（ただし、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 ファシリティ型自己株式取得（ASR）」について（2）ファシリティ型自己株式取得（ASR）の概要について」に記載のとおり、本新株予約権は行使されない可能性がある。）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、当社における標準となる株式である。単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	1 本新株予約権の目的である株式の総数（以下「交付株式数」という。）は、以下の算式によって計算される株式数（計算結果が負の値となる場合には0株）とする。ただし、本新株予約権の目的である株式の総数は、本欄第3項及び第4項に基づき調整されるものとする。 交付株式数 = 売却株式数（日興） - 取得可能株式数（平均VWAP）

- 2 前項の規定にかかわらず、当社普通株式に対する公開買付けの開始若しくは開始予定に係る公表がなされるか（以下、かかる公表が初めてなされた日を、「本公開買付実施公表日」という。）、又は当社普通株式に対する公開買付けに係る公開買付届出書が提出された（以下、かかる提出がなされた日を、「本公開買付届出書提出日」という。）場合であって、本新株予約権の行使請求日が本公開買付実施公表日から4取引日後以内の日又は本公開買付届出書提出日から4取引日後以内の日（ただし、当該4取引日のカウントに際して、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの各取引日は含めない。以下同じ。）である場合、本新株予約権に係る交付株式数は、下記 及び に記載される算式によってそれぞれ計算される数値の合計値とする（なお、下記 及び に記載される算式のそれぞれにおいて、計算の結果生じる100株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。）。
- $$\{ \text{売却株式数（日興）} - (\text{受領金額（日興）} \div \text{平均VWAP（TOB時）}) \} \times \text{TOB時経過期間割合（計算結果が負の値となる場合には0株とする。）}$$
- $$\text{売却株式数（日興）} \times \text{TOB時残存期間割合}$$
- 上記各算式において用いられた用語は、それぞれ以下に定める意味を有する。
- 「平均VWAP（TOB時）」とは、2026年8月4日（同日を含む。）から、本公開買付実施公表日又は本公開買付届出書提出日（ただし、いずれについても、本項が適用される本新株予約権の行使請求日に先立つ4取引日前の日から当該行使請求日までの間に到来した日であることを要し、本公開買付実施公表日及び本公開買付届出書提出日が異なる場合には、いずれか早く到来した日とする。）の直前取引日（以下「基準取引日（TOB時）」という。）（同日を含む。）までの期間の各取引日（ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。）におけるVWAPの算術平均値に100.55%を乗じた価格をいう（円位未満小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入する。）。
- 「TOB時経過期間割合」とは、2026年8月4日（同日を含む。）から基準取引日（TOB時）（同日を含む。）までにおける取引日（ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。）の日数を、期間全日数（以下に定義する。）で除した割合をいう。
- 「期間全日数」とは、2026年8月4日（同日を含む。）から2026年11月18日（同日を含む。）までにおける取引日（ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。）の日数をいう。
- 「TOB時残存期間割合」とは、基準取引日（TOB時）の翌取引日（同日を含む。）から2026年11月18日（同日を含む。）までにおける取引日（ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。）の日数を、期間全日数で除した割合をいう。
- 3 2026年8月5日（同日を含む。）から行使請求日の1取引日後の日（同日を含む。）までの期間中に当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）の基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）が設定された場合、前項の計算における 売却株式数（日興）及び 当該株式分割等のための権利付最終取引日以前の各取引日における各VWAPは、それぞれ次の算式により調整される。ただし、売却株式数（日興）に係る計算の結果生じる1株未満の端数は切り捨てることとし、調整後VWAPについては小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入することとする。
- $$\text{調整後売却株式数（日興）} = \text{調整前売却株式数（日興）} \times \text{株式分割等の比率}$$
- $$\text{調整後VWAP} = \frac{\text{調整前VWAP}}{\text{株式分割等の比率}}$$
- 4 前項の場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）と協議の上、その承認を得て、必要な売却株式数（日興）、平均VWAP、平均VWAP（TOB時）及びVWAPの調整を行う。
- 合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために調整を必要とするとき。
- その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により調整を必要とするとき。

	これらの金額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整にあたり、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 その他当社及び本新株予約権者のいずれもが調整を必要と判断したとき。
新株予約権の行使時の払込金額	1円 ただし、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項が適用される場合においては、その価額は1円に以下の算式によって計算される価額を加算する。 受領金額（日興）× TOB時残存期間割合
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円とする。ただし、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項が適用される場合においては、その価額は1円に上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に記載の算式に従って算定される価額を加算する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2026年8月18日から2026年12月2日まで（以下、「1 新規発行新株予約権証券（第23回新株予約権証券）」において「行使可能期間」という。）とする。ただし、行使可能期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、株式会社証券保管振替機構（以下「振替機関」という。）が必要であると認めた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。 ただし、行使可能期間にかかわらず、原則として2026年10月2日から2026年11月19日までの間に行使が行われる旨が当社と割当予定先との間における2026年7月31日付の本新株予約権の割当に関する契約（以下「本新株予約権割当契約」という。）において規定されている。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 新株予約権の行使請求の受付場所 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部 2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし 3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 本店営業部
新株予約権の行使の条件	1 本新株予約権の一部行使はできない。 2 本新株予約権者が本新株予約権の行使を行わないことを当社に対して通知した場合、当該通知が行われた日以降、本新株予約権を行使することはできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権には当社の決定による本新株予約権の全部の取得を可能とする条項は付されていない。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。ただし、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況（5）株券等の保有方針」に記載のとおり、割当予定先は、当社の書面による事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が、本新株予約権割当契約において規定されている。
代用払込みにに関する事項	該当事項なし

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編当事会社は新株予約権を新たに発行するものとする。 (1) 新たに交付される新株予約権の数 1個 (2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類 再編当事会社の同種の株式 (3) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。 (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は上記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて、組織再編行為に際して決定する。 (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金、組織再編行為の場合の新株予約権の交付並びに新株予約権証券の不発行 上記「(1) 募集の条件」（注）第2項、別記「新株予約権の行使期間」欄、「新株予約権の行使の条件」欄、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄及び本欄並びに別記（注）第8項に準じて、組織再編行為に際して決定する。
--------------------------	---

（注）1．新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 本新株予約権の行使は、行使可能期間中に本表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われる。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて本表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使可能期間中に本表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

2．行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

当社は、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 ファシリティ型自己株式取得（ASR）について

(2) ファシリティ型自己株式取得（ASR）の概要について」に記載のとおり、ファシリティ型自己株式取得（ASR）（本スキーム（以下に定義します。））により、本自己株式取得（ToSTNeT-3）におけるSMB C日興証券からの取得分についての当社の1株当たりの実質的な自己株式取得価額を、本自己株式取得（ToSTNeT-3）後の一定期間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終日のVWAPに基づく当社株式の平均価格相当と等しくすべく、当社とSMB C日興証券との間で本新株予約権の行使又は当社宛の当社株式の無償譲渡（以下「本無償譲渡」といいます。）を用いた調整取引（以下「本調整取引」といいます。）が行われる予定です。従いまして、本新株予約権は、資金調達を目的とするものではありません。本調整取引の詳細及び当社が自己株式の取得方法として本新株予約権の発行又は本無償譲渡を伴うファシリティ型自己株式取得（ASR）（本スキーム）を選択した経緯等につきましては、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 ファシリティ型自己株式取得（ASR）について (2) ファシリティ型自己株式取得（ASR）の概要について」をご参照ください。

また、本新株予約権が行使された場合でも、上記のとおり本自己株式取得（ToSTNeT-3）後の一定期間のVWAPに基づく当社株式の平均価格相当で自己株式の取得が行われたものと同様の経済状況が生じるにとどまるものであり、一定の希薄化（詳細は下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」をご参照ください。）は伴いますが、ファシリティ型自己株式取得（ASR）（本スキーム）を一体として見たとき、自己株式を除いた発行済株式総数は増加することではなく、減少するものであります。当社としては、今般の本新株予約権の発行によ

り、市場株価の動向を適切に反映した形で株主還元の拡充を図ることを目的とした自己株式の取得を行うにあたり、相応の規模を有する自己株式の取得を即時に行うことが可能となるものと判断しております。

3. デリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当する事項はありません。

4. 新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 ファシリティ型自己株式取得(ASR)について (2) ファシリティ型自己株式取得(ASR)の概要について <本新株予約権割当契約について>」をご参照ください。

5. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社は、割当予定先であるS M B C日興証券より、S M B C日興証券が本自己株式取得(ToSTNeT-3)において、189,663,300株の売付注文を行う予定である旨確認しております。また、「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 ファシリティ型自己株式取得(ASR)について (2) ファシリティ型自己株式取得(ASR)の概要について」で記載のとおり、S M B C日興証券は本自己株式取得(ToSTNeT-3)後に、貸株市場及び当社株主から借り入れた当社株式のうち本自己株式取得(ToSTNeT-3)において実際に当社に対して売却した数量の当社株式の返却を目的としてS M B C日興証券の裁量により自らの判断と計算において当社株式を株式市場内で取得する予定であります。

6. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

S M B C日興証券は、本自己株式取得(ToSTNeT-3)に応じる目的で、当社役員及び役員関係者との間において株券貸借取引契約の締結を行う予定はありません。

7. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

8. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」といいます。)第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができません。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される普通株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行新株予約権証券（第24回新株予約権証券）】

（1）【募集の条件】

発行数	1個（新株予約権1個につき37,932,500株（上限））
発行価額の総額	新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
発行価格	新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	2026年8月17日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社セブン＆アイ・ホールディングス 財務企画部
払込期日	該当事項なし
割当日	2026年8月17日
払込取扱場所	該当事項なし

（注）1．第24回新株予約権は、2026年7月31日（金）付の取締役会決議にて発行を決定しております。なお、本新株予約権の割当予定先は、本新株予約権の権利行使可能期間内に、一定の場合を除き、本新株予約権を行使する、又は本無償譲渡を実施することが義務付けられております。詳細は、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 ファシリティ型自己株式取得（ASR）について（2）ファシリティ型自己株式取得（ASR）の概要について」をご参照ください。

2．本新株予約権の振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

3．本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

割当予定先の状況については、別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

4．当社は、2026年8月3日に本自己株式取得（ToSTNeT-3）を行います（その他の取引制度や取引時間への変更は行いません。）。なお、当該買付注文は当該取引時間限りの注文とします。本自己株式取得（ToSTNeT-3）においては、その取得予定株式数189,663,300株についてS M B C 日興証券より売付注文がなされる予定であります。本新株予約権1個につき発行される株式の数は、本有価証券届出書提出日現在における見込株式数（上限株式数）であり、当該株式数は、当社が新株予約権の発行に先行して2026年8月3日に行う本自己株式取得（ToSTNeT-3）においてS M B C 日興証券以外の当社株主からの売付注文がなく、かつ取得可能株式数（平均VWAP）（以下で定義します。）が100株となった場合を前提とした株式数であり、売却株式数（日興）（以下で定義します。）（上限）より100株を控除した株式数です。実際に発行される株式の数は、本新株予約権の権利行使時に下記「（2）新株予約権の内容等 新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の方法により算出されます。なお、本新株予約権の行使可能期間内に行使が行われない場合には、本新株予約権の行使に際して発行される株式数は0株となります。

（２）【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	1 本新株予約権の行使価額は原則1円であり、株価の上昇又は下落により、交付株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。）が変動しても変化しない。 2 本新株予約権の交付株式数の決定基準：交付株式数は、原則として以下の算式のとおり決定される。なお、当社普通株式に係る公開買付けが開始又は公表された場合等一定の場合には別途の算出方法にて決定される。詳細は、下記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項に記載する。 交付株式数 = 売却株式数（日興） - 取得可能株式数（平均VWAP） 上記の算式において用いられた用語は、それぞれ以下に定める意味を有する。 「売却株式数（日興）」とは、本自己株式取得（ToSTNeT-3）に際して、全売却株式数（日興）を5で除した株式数（ただし100株未満は切捨てる。）とする。 「取得可能株式数（平均VWAP）」とは、（ア）受領金額（日興）（以下に定義する。）を（イ）平均VWAP（以下に定義する。）で除した株式数をいい、計算の結果生じる100株未満の端数はこれを切り上げるものとする。 （ア）「受領金額（日興）」とは、2026年7月31日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に売却株式数（日興）を乗じた金額とする。 （イ）「平均VWAP」とは、2026年10月1日（同日を含む。）から別記注第1項第(3)号に定める本新株予約権の行使請求の効力発生日（以下、「2 新規発行新株予約権証券（第24回新株予約権証券）」において「行使請求日」という。）の直前取引日（同日を含む。）までの期間（以下、「2 新規発行新株予約権証券（第24回新株予約権証券）」において「平均VWAP算定期間」という。）中の東京証券取引所における、当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格（以下、「2 新規発行新株予約権証券（第24回新株予約権証券）」において「VWAP」という。）の単純算術平均値に100.90%を乗じた価格（円位未満小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入する。）をいう。ただし、平均VWAPの算定において、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び本新株予約権の発行要項に定める除外市場混乱事由発生日（以下、「2 新規発行新株予約権証券（第24回新株予約権証券）」において「除外市場混乱事由発生日」という。）は平均VWAP算定期間に含めないものとする。 3 交付株式数の決定頻度：行使請求日に1回のみ決定される。 4 交付株式数の上限：37,932,500株（2026年2月28日現在の発行済株式数に対する割合は1.46%） なお、当社普通株式に係る公開買付けが開始又は公表された場合等一定の場合には別途の算出方法にて決定される。詳細は、下記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項に記載する。 5 行使価額の下限：1円 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の交付株式数の上限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）：1円（ただし、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 ファシリティ型自己株式取得（ASR）」について（2）ファシリティ型自己株式取得（ASR）の概要について」に記載のとおり、本新株予約権は行使されない可能性がある。）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、当社における標準となる株式である。単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	1 本新株予約権の目的である株式の総数（以下、「2 新規発行新株予約権証券（第24回新株予約権証券）」において「交付株式数」という。）は、以下の算式によって計算される株式数（計算結果が負の値となる場合には0株）とする。ただし、本新株予約権の目的である株式の総数は、本欄第3項及び第4項に基づき調整されるものとする。 交付株式数 = 売却株式数（日興） - 取得可能株式数（平均VWAP）

- 2 前項の規定にかかわらず、当社普通株式に対する公開買付けの開始若しくは開始予定に係る公表がなされるか、又は当社普通株式に対する公開買付けに係る公開買付け届出書が提出された場合であって、本新株予約権の行使請求日が本公開買付け実施公表日から4取引日後以内の日又は本公開買付け届出書提出日から4取引日後以内の日（ただし、当該4取引日のカウントに際して、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの各取引日は含めない。以下同じ。）である場合、本新株予約権に係る交付株式数は、下記 及び に記載される算式によってそれぞれ計算される数値の合計値とする（なお、下記 及び に記載される算式のそれぞれにおいて、計算の結果生じる100株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。）。
- $$\{ \text{売却株式数（日興）} - (\text{受領金額（日興）} \div \text{平均VWAP（TOB時）}) \} \times \text{TOB時経過期間割合（計算結果が負の値となる場合には0株とする。）}$$
- $$\text{売却株式数（日興）} \times \text{TOB時残存期間割合}$$
- 上記各算式において用いられた用語は、それぞれ以下に定める意味を有する。
- 「平均VWAP（TOB時）」とは、2026年10月1日（ただし、基準取引日（TOB時）が2026年10月1日に先立つ場合には、2026年8月4日とする。）（同日を含む。）から、基準取引日（TOB時）（同日を含む。）までの期間の各取引日（ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。）におけるVWAPの算術平均値に100.90%を乗じた価格をいう（円位未満小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入する。）。
- 「TOB時経過期間割合」とは、2026年10月1日（同日を含む。）から基準取引日（TOB時）（同日を含む。）までにおける取引日（ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。）の日数を、期間全日数（以下に定義する。）で除した割合をいう。ただし、基準取引日（TOB時）が2026年10月1日に先立つ場合には0とする。
- 「期間全日数」とは、2026年10月1日（同日を含む。）から2027年1月15日（同日を含む。）までにおける取引日（ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。）の日数をいう。
- 「TOB時残存期間割合」とは、基準取引日（TOB時）の翌取引日（同日を含む。）から2027年1月15日（同日を含む。）までにおける取引日（ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。）の日数を、期間全日数で除した割合をいう。ただし、基準取引日（TOB時）が2026年10月1日に先立つ場合には1とする。
- 3 2026年8月5日（同日を含む。）から行使請求日の1取引日後の日（同日を含む。）までの期間中に当社が株式分割等の基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）が設定された場合、前項の計算における 売却株式数（日興）及び 当該株式分割等のための権利付最終取引日以前の各取引日における各VWAPは、それぞれ次の算式により調整される。ただし、売却株式数（日興）に係る計算の結果生じる1株未満の端数は切り捨てることとし、調整後VWAPについては小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入することとする。
- $$\text{調整後売却株式数（日興）} = \text{調整前売却株式数（日興）} \times \text{株式分割等の比率}$$
- $$\text{調整後VWAP} = \frac{\text{調整前VWAP}}{\text{株式分割等の比率}}$$
- 4 前項の場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な売却株式数（日興）、平均VWAP、平均VWAP（TOB時）及びVWAPの調整を行う。
- 合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために調整を必要とするとき。
- その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により調整を必要とするとき。

	これらの金額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整にあたり、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 その他当社及び本新株予約権者のいずれもが調整を必要と判断したとき。
新株予約権の行使時の払込金額	1円 ただし、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項が適用される場合においては、その価額は1円に以下の算式によって計算される価額を加算する。 受領金額（日興）× TOB時残存期間割合
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円とする。ただし、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項が適用される場合においては、その価額は1円に上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に記載の算式に従って算定される価額を加算する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2026年8月18日から2027年1月28日まで（以下、「2 新規発行新株予約権証券（第24回新株予約権証券）」において「行使可能期間」という。）とする。ただし、行使可能期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、振替機関が必要であると認めた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。 ただし、行使可能期間にかかわらず、原則として2026年11月20日から2027年1月18日までの間に行使が行われる旨が本新株予約権割当契約において規定されている。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし 3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 本店営業部
新株予約権の行使の条件	1 本新株予約権の一部行使はできない。 2 本新株予約権者が本新株予約権の行使を行わないことを当社に対して通知した場合、当該通知が行われた日以降、本新株予約権を行使することはできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権には当社の決定による本新株予約権の全部の取得を可能とする条項は付されていない。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。ただし、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況（5）株券等の保有方針」に記載のとおり、割当予定先は、当社の書面による事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が、本新株予約権割当契約において規定されている。
代用払込みに関する事項	該当事項なし

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が組織再編成行為を行う場合は、残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれ再編当事会社の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編当事会社は新株予約権を新たに発行するものとする。 (1) 新たに交付される新株予約権の数 1個 (2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類 再編当事会社の同種の株式 (3) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の数の算定方法 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。 (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は上記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて、組織再編成行為に際して決定する。 (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付並びに新株予約権証券の不発行 上記「(1) 募集の条件」(注)第2項、別記「新株予約権の行使期間」欄、「新株予約権の行使の条件」欄、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄及び本欄並びに別記(注)第8項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。
--------------------------	---

(注) 1. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 本新株予約権の行使は、行使可能期間中に本表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われる。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて本表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使可能期間中に本表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由
前記「1 新規発行新株予約権証券(第23回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 2」をご参照ください。
3. デリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当する事項はありません。
4. 新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 ファシリティ型自己株式取得(ASR)について (2) ファシリティ型自己株式取得(ASR)の概要について <本新株予約権割当契約について>」をご参照ください。
5. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
前記「1 新規発行新株予約権証券(第23回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 5」をご参照ください。
6. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
前記「1 新規発行新株予約権証券(第23回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 6」をご参照ください。
7. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項はありません。
8. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等
前記「1 新規発行新株予約権証券(第23回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 8」をご参照ください。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

3【新規発行新株予約権証券（第25回新株予約権証券）】

（1）【募集の条件】

発行数	1個（新株予約権1個につき37,932,500株（上限））
発行価額の総額	新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
発行価格	新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	2026年8月17日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社セブン＆アイ・ホールディングス 財務企画部
払込期日	該当事項なし
割当日	2026年8月17日
払込取扱場所	該当事項なし

（注）1．第25回新株予約権は、2026年7月31日（金）付の取締役会決議にて発行を決定しております。なお、本新株予約権の割当予定先は、本新株予約権の権利行使可能期間内に、一定の場合を除き、本新株予約権を行使する、又は本無償譲渡を実施することが義務付けられております。詳細は、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 ファシリティ型自己株式取得（ASR）について （2）ファシリティ型自己株式取得（ASR）の概要について」をご参照ください。

2．本新株予約権の振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

3．本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

割当予定先の状況については、別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

4．当社は、2026年8月3日に本自己株式取得（ToSTNeT-3）を行います（その他の取引制度や取引時間への変更は行いません。）。なお、当該買付注文は当該取引時間限りの注文とします。本自己株式取得（ToSTNeT-3）においては、その取得予定株式数189,663,300株についてS M B C 日興証券より売付注文がなされる予定であります。本新株予約権1個につき発行される株式の数は、本有価証券届出書提出日現在における見込株式数（上限株式数）であり、当該株式数は、当社が新株予約権の発行に先行して2026年8月3日に行う本自己株式取得（ToSTNeT-3）においてS M B C 日興証券以外の当社株主からの売付注文がなく、かつ取得可能株式数（平均VWAP）（以下で定義します。）が100株となった場合を前提とした株式数であり、売却株式数（日興）（以下で定義します。）（上限）より100株を控除した株式数です。実際に発行される株式の数は、本新株予約権の権利行使時に下記「（2）新株予約権の内容等 新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の方法により算出されます。なお、本新株予約権の行使可能期間内に行使が行われない場合には、本新株予約権の行使に際して発行される株式数は0株となります。

（２）【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	1 本新株予約権の行使価額は原則1円であり、株価の上昇又は下落により、交付株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。）が変動しても変化しない。 2 本新株予約権の交付株式数の決定基準：交付株式数は、原則として以下の算式のとおり決定される。なお、当社普通株式に係る公開買付けが開始又は公表された場合等一定の場合には別途の算出方法にて決定される。詳細は、下記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項に記載する。 交付株式数 = 売却株式数（日興） - 取得可能株式数（平均VWAP） 上記の算式において用いられた用語は、それぞれ以下に定める意味を有する。 「売却株式数（日興）」とは、本自己株式取得（ToSTNeT-3）に際して、全売却株式数（日興）を5で除した株式数（ただし100株未満は切捨てる。）とする。 「取得可能株式数（平均VWAP）」とは、（ア）受領金額（日興）（以下に定義する。）を（イ）平均VWAP（以下に定義する。）で除した株式数をいい、計算の結果生じる100株未満の端数はこれを切り上げるものとする。 （ア）「受領金額（日興）」とは、2026年7月31日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に売却株式数（日興）を乗じた金額とする。 （イ）「平均VWAP」とは、2026年11月19日（同日を含む。）から別記注第1項第(3)号に定める本新株予約権の行使請求の効力発生日（以下、「3 新規発行新株予約権証券（第25回新株予約権証券）」において「行使請求日」という。）の直前取引日（同日を含む。）までの期間（以下、「3 新規発行新株予約権証券（第25回新株予約権証券）」において「平均VWAP算定期間」という。）中の東京証券取引所における、当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格（以下、「3 新規発行新株予約権証券（第25回新株予約権証券）」において「VWAP」という。）の単純算術平均値に100.92%を乗じた価格（円位未満小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入する。）をいう。ただし、平均VWAPの算定において、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び本新株予約権の発行要項に定める除外市場混乱事由発生日（以下、「3 新規発行新株予約権証券（第25回新株予約権証券）」において「除外市場混乱事由発生日」という。）は平均VWAP算定期間に含めないものとする。 3 交付株式数の決定頻度：行使請求日に1回のみ決定される。 4 交付株式数の上限：37,932,500株（2026年2月28日現在の発行済株式数に対する割合は1.46%） なお、当社普通株式に係る公開買付けが開始又は公表された場合等一定の場合には別途の算出方法にて決定される。詳細は、下記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項に記載する。 5 行使価額の下限：1円 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の交付株式数の上限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）：1円（ただし、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 ファシリティ型自己株式取得（ASR）」について（2）ファシリティ型自己株式取得（ASR）の概要について」に記載のとおり、本新株予約権は行使されない可能性がある。）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、当社における標準となる株式である。単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	1 本新株予約権の目的である株式の総数（以下、「3 新規発行新株予約権証券（第25回新株予約権証券）」において「交付株式数」という。）は、以下の算式によって計算される株式数（計算結果が負の値となる場合には0株）とする。ただし、本新株予約権の目的である株式の総数は、本欄第3項及び第4項に基づき調整されるものとする。 交付株式数 = 売却株式数（日興） - 取得可能株式数（平均VWAP）

- 2 前項の規定にかかわらず、当社普通株式に対する公開買付けの開始若しくは開始予定に係る公表がなされるか、又は当社普通株式に対する公開買付けに係る公開買付け届出書が提出された場合であって、本新株予約権の行使請求日が本公開買付け実施公表日から4取引日後以内の日又は本公開買付け届出書提出日から4取引日後以内の日（ただし、当該4取引日のカウントに際して、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの各取引日は含めない。以下同じ。）である場合、本新株予約権に係る交付株式数は、下記 及び に記載される算式によってそれぞれ計算される数値の合計値とする（なお、下記 及び に記載される算式のそれぞれにおいて、計算の結果生じる100株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。）。
- $$\{ \text{売却株式数（日興）} - (\text{受領金額（日興）} \div \text{平均VWAP（TOB時）}) \} \times \text{TOB時経過期間割合（計算結果が負の値となる場合には0株とする。）}$$
- $$\text{売却株式数（日興）} \times \text{TOB時残存期間割合}$$
- 上記各算式において用いられた用語は、それぞれ以下に定める意味を有する。
- 「平均VWAP（TOB時）」とは、2026年11月19日（ただし、基準取引日（TOB時）が2026年11月19日に先立つ場合には、2026年8月4日とする。）（同日を含む。）から、基準取引日（TOB時）（同日を含む。）までの期間の各取引日（ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。）におけるVWAPの算術平均値に100.92%を乗じた価格をいう（円位未満小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入する。）。
- 「TOB時経過期間割合」とは、2026年11月19日（同日を含む。）から基準取引日（TOB時）（同日を含む。）までにおける取引日（ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。）の日数を、期間全日数（以下に定義する。）で除した割合をいう。ただし、基準取引日（TOB時）が2026年11月19日に先立つ場合には0とする。
- 「期間全日数」とは、2026年11月19日（同日を含む。）から2027年3月12日（同日を含む。）までにおける取引日（ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。）の日数をいう。
- 「TOB時残存期間割合」とは、基準取引日（TOB時）の翌取引日（同日を含む。）から2027年3月12日（同日を含む。）までにおける取引日（ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。）の日数を、期間全日数で除した割合をいう。ただし、基準取引日（TOB時）が2026年11月19日に先立つ場合には1とする。
- 3 2026年8月5日（同日を含む。）から行使請求日の1取引日後の日（同日を含む。）までの期間中に当社が株式分割等の基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）が設定された場合、前項の計算における 売却株式数（日興）及び 当該株式分割等のための権利付最終取引日以前の各取引日における各VWAPは、それぞれ次の算式により調整される。ただし、売却株式数（日興）に係る計算の結果生じる1株未満の端数は切り捨てることとし、調整後VWAPについては小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入することとする。
- $$\text{調整後売却株式数（日興）} = \text{調整前売却株式数（日興）} \times \text{株式分割等の比率}$$
- $$\text{調整後VWAP} = \frac{\text{調整前VWAP}}{\text{株式分割等の比率}}$$
- 4 前項の場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な売却株式数（日興）、平均VWAP、平均VWAP（TOB時）及びVWAPの調整を行う。
- 合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために調整を必要とするとき。
- その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により調整を必要とするとき。

	これらの金額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整にあたり、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 その他当社及び本新株予約権者のいずれもが調整を必要と判断したとき。
新株予約権の行使時の払込金額	1円 ただし、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項が適用される場合においては、その価額は1円に以下の算式によって計算される価額を加算する。 受領金額（日興）× TOB時残存期間割合
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円とする。ただし、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項が適用される場合においては、その価額は1円に上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に記載の算式に従って算定される価額を加算する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2026年8月18日から2027年3月26日まで（以下、「3 新規発行新株予約権証券（第25回新株予約権証券）」において「行使可能期間」という。）とする。ただし、行使可能期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、振替機関が必要であると認めた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。 ただし、行使可能期間にかかわらず、原則として2027年1月19日から2027年3月15日までの間に行使が行われる旨が本新株予約権割当契約において規定されている。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 新株予約権の行使請求の受付場所 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部 2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし 3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 本店営業部
新株予約権の行使の条件	1 本新株予約権の一部行使はできない。 2 本新株予約権者が本新株予約権の行使を行わないことを当社に対して通知した場合、当該通知が行われた日以降、本新株予約権を行使することはできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権には当社の決定による本新株予約権の全部の取得を可能とする条項は付されていない。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。ただし、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況（5）株券等の保有方針」に記載のとおり、割当予定先は、当社の書面による事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が、本新株予約権割当契約において規定されている。
代用払込みに関する事項	該当事項なし

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が組織再編成行為を行う場合は、残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれ再編当事会社の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編当事会社は新株予約権を新たに発行するものとする。 (1) 新たに交付される新株予約権の数 1個 (2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類 再編当事会社の同種の株式 (3) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の数の算定方法 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。 (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は上記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて、組織再編成行為に際して決定する。 (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付並びに新株予約権証券の不発行 上記「(1) 募集の条件」(注)第2項、別記「新株予約権の行使期間」欄、「新株予約権の行使の条件」欄、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄及び本欄並びに別記(注)第8項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。
--------------------------	---

(注) 1. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 本新株予約権の行使は、行使可能期間中に本表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われる。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて本表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使可能期間中に本表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由
前記「1 新規発行新株予約権証券(第23回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 2」をご参照ください。
3. デリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当する事項はありません。
4. 新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 ファシリティ型自己株式取得(ASR)について (2) ファシリティ型自己株式取得(ASR)の概要について <本新株予約権割当契約について>」をご参照ください。
5. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
前記「1 新規発行新株予約権証券(第23回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 5」をご参照ください。
6. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
前記「1 新規発行新株予約権証券(第23回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 6」をご参照ください。
7. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項はありません。
8. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等
前記「1 新規発行新株予約権証券(第23回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 8」をご参照ください。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行新株予約権証券（第26回新株予約権証券）】

(1)【募集の条件】

発行数	1個（新株予約権1個につき37,932,500株（上限））
発行価額の総額	新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
発行価格	新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	2026年8月17日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社セブン＆アイ・ホールディングス 財務企画部
払込期日	該当事項なし
割当日	2026年8月17日
払込取扱場所	該当事項なし

（注）1．第26回新株予約権は、2026年7月31日（金）付の取締役会決議にて発行を決定しております。なお、本新株予約権の割当予定先は、本新株予約権の権利行使可能期間内に、一定の場合を除き、本新株予約権を行使する、又は本無償譲渡を実施することが義務付けられております。詳細は、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 ファシリティ型自己株式取得（ASR）について（2）ファシリティ型自己株式取得（ASR）の概要について」をご参照ください。

2．本新株予約権の振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

3．本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

割当予定先の状況については、別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

4．当社は、2026年8月3日に本自己株式取得（ToSTNeT-3）を行います（その他の取引制度や取引時間への変更は行いません。）。なお、当該買付注文は当該取引時間限りの注文とします。本自己株式取得（ToSTNeT-3）においては、その取得予定株式数189,663,300株についてS M B C 日興証券より売付注文がなされる予定であります。本新株予約権1個につき発行される株式の数は、本有価証券届出書提出日現在における見込株式数（上限株式数）であり、当該株式数は、当社が新株予約権の発行に先行して2026年8月3日に行う本自己株式取得（ToSTNeT-3）においてS M B C 日興証券以外の当社株主からの売付注文がなく、かつ取得可能株式数（平均VWAP）（以下で定義します。）が100株となった場合を前提とした株式数であり、売却株式数（日興）（以下で定義します。）（上限）より100株を控除した株式数です。実際に発行される株式の数は、本新株予約権の権利行使時に下記「(2) 新株予約権の内容等 新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の方法により算出されます。なお、本新株予約権の行使可能期間内に行使が行われない場合には、本新株予約権の行使に際して発行される株式数は0株となります。

（２）【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	1 本新株予約権の行使価額は原則1円であり、株価の上昇又は下落により、交付株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。）が変動しても変化しない。 2 本新株予約権の交付株式数の決定基準：交付株式数は、原則として以下の算式のとおり決定される。なお、当社普通株式に係る公開買付けが開始又は公表された場合等一定の場合には別途の算出方法にて決定される。詳細は、下記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項に記載する。 交付株式数＝売却株式数（日興）－取得可能株式数（平均VWAP） 上記の算式において用いられた用語は、それぞれ以下に定める意味を有する。 「売却株式数（日興）」とは、本自己株式取得（ToSTNeT-3）に際して、全売却株式数（日興）を5で除した株式数（ただし100株未満は切捨てる。）とする。 「取得可能株式数（平均VWAP）」とは、（ア）受領金額（日興）（以下に定義する。）を（イ）平均VWAP（以下に定義する。）で除した株式数をいい、計算の結果生じる100株未満の端数はこれを切り上げるものとする。 （ア）「受領金額（日興）」とは、2026年7月31日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に売却株式数（日興）を乗じた金額とする。 （イ）「平均VWAP」とは、2027年1月18日（同日を含む。）から別記注第1項第(3)号に定める本新株予約権の行使請求の効力発生日（以下、「4 新規発行新株予約権証券（第26回新株予約権証券）」において「行使請求日」という。）の直前取引日（同日を含む。）までの期間（以下、「4 新規発行新株予約権証券（第26回新株予約権証券）」において「平均VWAP算定期間」という。）中の東京証券取引所における、当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格（以下、「4 新規発行新株予約権証券（第26回新株予約権証券）」において「VWAP」という。）の単純算術平均値に101.18%を乗じた価格（円位未満小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入する。）をいう。ただし、平均VWAPの算定において、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び本新株予約権の発行要項に定める除外市場混乱事由発生日（以下、「4 新規発行新株予約権証券（第26回新株予約権証券）」において「除外市場混乱事由発生日」という。）は平均VWAP算定期間に含めないものとする。 3 交付株式数の決定頻度：行使請求日に1回のみ決定される。 4 交付株式数の上限：37,932,500株（2026年2月28日現在の発行済株式数に対する割合は1.46%） なお、当社普通株式に係る公開買付けが開始又は公表された場合等一定の場合には別途の算出方法にて決定される。詳細は、下記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項に記載する。 5 行使価額の下限：1円 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の交付株式数の上限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）：1円（ただし、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 ファシリティ型自己株式取得（ASR）」について（2）ファシリティ型自己株式取得（ASR）の概要について」に記載のとおり、本新株予約権は行使されない可能性がある。）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、当社における標準となる株式である。単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	1 本新株予約権の目的である株式の総数（以下、「4 新規発行新株予約権証券（第26回新株予約権証券）」において「交付株式数」という。）は、以下の算式によって計算される株式数（計算結果が負の値となる場合には0株）とする。ただし、本新株予約権の目的である株式の総数は、本欄第3項及び第4項に基づき調整されるものとする。 交付株式数＝売却株式数（日興）－取得可能株式数（平均VWAP）

- 2 前項の規定にかかわらず、当社普通株式に対する公開買付けの開始若しくは開始予定に係る公表がなされるか、又は当社普通株式に対する公開買付けに係る公開買付届出書が提出された場合であって、本新株予約権の行使請求日が本公開買付実施公表日から4取引日後以内の日又は本公開買付届出書提出日から4取引日後以内の日（ただし、当該4取引日のカウントに際して、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの各取引日は含めない。以下同じ。）である場合、本新株予約権に係る交付株式数は、下記 及び に記載される算式によってそれぞれ計算される数値の合計値とする（なお、下記 及び に記載される算式のそれぞれにおいて、計算の結果生じる100株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。）。
- $$\{ \text{売却株式数（日興）} - (\text{受領金額（日興）} \div \text{平均VWAP（TOB時）}) \} \times \text{TOB時経過期間割合（計算結果が負の値となる場合には0株とする。）}$$
- $$\text{売却株式数（日興）} \times \text{TOB時残存期間割合}$$
- 上記各算式において用いられた用語は、それぞれ以下に定める意味を有する。
- 「平均VWAP（TOB時）」とは、2027年1月18日（ただし、基準取引日（TOB時）が2027年1月18日に先立つ場合には、2026年8月4日とする。）（同日を含む。）から、基準取引日（TOB時）（同日を含む。）までの期間の各取引日（ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。）におけるVWAPの算術平均値に101.18%を乗じた価格をいう（円位未満小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入する。）。
- 「TOB時経過期間割合」とは、2027年1月18日（同日を含む。）から基準取引日（TOB時）（同日を含む。）までにおける取引日（ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。）の日数を、期間全日数（以下に定義する。）で除した割合をいう。ただし、基準取引日（TOB時）が2027年1月18日に先立つ場合には0とする。
- 「期間全日数」とは、2027年1月18日（同日を含む。）から2027年5月6日（同日を含む。）までにおける取引日（ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。）の日数をいう。
- 「TOB時残存期間割合」とは、基準取引日（TOB時）の翌取引日（同日を含む。）から2027年5月6日（同日を含む。）までにおける取引日（ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。）の日数を、期間全日数で除した割合をいう。ただし、基準取引日（TOB時）が2027年1月18日に先立つ場合には1とする。
- 3 2026年8月5日（同日を含む。）から行使請求日の1取引日後の日（同日を含む。）までの期間中に当社が株式分割等の基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）が設定された場合、前項の計算における 売却株式数（日興）及び 当該株式分割等のための権利付最終取引日以前の各取引日における各VWAPは、それぞれ次の算式により調整される。ただし、売却株式数（日興）に係る計算の結果生じる1株未満の端数は切り捨てることとし、調整後VWAPについては小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入することとする。
- $$\text{調整後売却株式数（日興）} = \text{調整前売却株式数（日興）} \times \text{株式分割等の比率}$$
- $$\text{調整後VWAP} = \frac{\text{調整前VWAP}}{\text{株式分割等の比率}}$$
- 4 前項の場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な売却株式数（日興）、平均VWAP、平均VWAP（TOB時）及びVWAPの調整を行う。
- 合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために調整を必要とするとき。
- その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により調整を必要とするとき。

	これらの金額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整にあたり、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 その他当社及び本新株予約権者のいずれもが調整を必要と判断したとき。
新株予約権の行使時の払込金額	1円 ただし、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項が適用される場合においては、その価額は1円に以下の算式によって計算される価額を加算する。 受領金額（日興）× TOB時残存期間割合
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円とする。ただし、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項が適用される場合においては、その価額は1円に上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に記載の算式に従って算定される価額を加算する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2026年8月18日から2027年5月19日まで（以下、「4 新規発行新株予約権証券（第26回新株予約権証券）」において「行使可能期間」という。）とする。ただし、行使可能期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、振替機関が必要であると認めた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。 ただし、行使可能期間にかかわらず、原則として2027年3月16日から2027年5月7日までの間に行使が行われる旨が本新株予約権割当契約において規定されている。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 新株予約権の行使請求の受付場所 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部 2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし 3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 本店営業部
新株予約権の行使の条件	1 本新株予約権の一部行使はできない。 2 本新株予約権者が本新株予約権の行使を行わないことを当社に対して通知した場合、当該通知が行われた日以降、本新株予約権を行使することはできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権には当社の決定による本新株予約権の全部の取得を可能とする条項は付されていない。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。ただし、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況（5）株券等の保有方針」に記載のとおり、割当予定先は、当社の書面による事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が、本新株予約権割当契約において規定されている。
代用払込みに関する事項	該当事項なし

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が組織再編成行為を行う場合は、残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれ再編当事会社の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編当事会社は新株予約権を新たに発行するものとする。 (1) 新たに交付される新株予約権の数 1個 (2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類 再編当事会社の同種の株式 (3) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の数の算定方法 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。 (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は上記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて、組織再編成行為に際して決定する。 (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付並びに新株予約権証券の不発行 上記「(1) 募集の条件」(注)第2項、別記「新株予約権の行使期間」欄、「新株予約権の行使の条件」欄、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄及び本欄並びに別記(注)第8項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。
--------------------------	---

(注) 1. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 本新株予約権の行使は、行使可能期間中に本表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われる。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて本表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使可能期間中に本表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由
前記「1 新規発行新株予約権証券(第23回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 2」をご参照ください。
3. デリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当する事項はございません。
4. 新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 ファシリティ型自己株式取得(ASR)について (2) ファシリティ型自己株式取得(ASR)の概要について <本新株予約権割当契約について>」をご参照ください。
5. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
前記「1 新規発行新株予約権証券(第23回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 5」をご参照ください。
6. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
前記「1 新規発行新株予約権証券(第23回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 6」をご参照ください。
7. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項はありません。
8. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等
前記「1 新規発行新株予約権証券(第23回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 8」をご参照ください。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行新株予約権証券（第27回新株予約権証券）】

（1）【募集の条件】

発行数	1個（新株予約権1個につき37,932,500株（上限））
発行価額の総額	新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
発行価格	新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	2026年8月17日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社セブン＆アイ・ホールディングス 財務企画部
払込期日	該当事項なし
割当日	2026年8月17日
払込取扱場所	該当事項なし

（注）1．第27回新株予約権は、2026年7月31日（金）付の取締役会決議にて発行を決定しております。なお、本新株予約権の割当予定先は、本新株予約権の権利行使可能期間内に、一定の場合を除き、本新株予約権を行使する、又は本無償譲渡を実施することが義務付けられております。詳細は、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 ファシリティ型自己株式取得（ASR）について（2）ファシリティ型自己株式取得（ASR）の概要について」をご参照ください。

2．本新株予約権の振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

3．本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

割当予定先の状況については、別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

4．当社は、2026年8月3日に本自己株式取得（ToSTNeT-3）を行います（その他の取引制度や取引時間への変更は行いません。）。なお、当該買付注文は当該取引時間限りの注文とします。本自己株式取得（ToSTNeT-3）においては、その取得予定株式数189,663,300株についてS M B C 日興証券より売付注文がなされる予定であります。本新株予約権1個につき発行される株式の数は、本有価証券届出書提出日現在における見込株式数（上限株式数）であり、当該株式数は、当社が新株予約権の発行に先行して2026年8月3日に行う本自己株式取得（ToSTNeT-3）においてS M B C 日興証券以外の当社株主からの売付注文がなく、かつ取得可能株式数（平均VWAP）（以下で定義します。）が100株となった場合を前提とした株式数であり、売却株式数（日興）（以下で定義します。）（上限）より100株を控除した株式数です。実際に発行される株式の数は、本新株予約権の権利行使時に下記「（2）新株予約権の内容等 新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の方法により算出されます。なお、本新株予約権の行使可能期間内に行使が行われない場合には、本新株予約権の行使に際して発行される株式数は0株となります。

（２）【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	1 本新株予約権の行使価額は原則1円であり、株価の上昇又は下落により、交付株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。）が変動しても変化しない。 2 本新株予約権の交付株式数の決定基準：交付株式数は、原則として以下の算式のとおり決定される。なお、当社普通株式に係る公開買付けが開始又は公表された場合等一定の場合には別途の算出方法にて決定される。詳細は、下記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項に記載する。 交付株式数＝売却株式数（日興）－取得可能株式数（平均VWAP） 上記の算式において用いられた用語は、それぞれ以下に定める意味を有する。 「売却株式数（日興）」とは、本自己株式取得（ToSTNeT-3）に際して、全売却株式数（日興）を5で除した株式数（ただし100株未満は切捨てる。）とする。 「取得可能株式数（平均VWAP）」とは、（ア）受領金額（日興）（以下に定義する。）を（イ）平均VWAP（以下に定義する。）で除した株式数をいい、計算の結果生じる100株未満の端数はこれを切り上げるものとする。 （ア）「受領金額（日興）」とは、2026年7月31日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に売却株式数（日興）を乗じた金額とする。 （イ）「平均VWAP」とは、2027年3月15日（同日を含む。）から別記注第1項第(3)号に定める本新株予約権の行使請求の効力発生日（以下、「5 新規発行新株予約権証券（第27回新株予約権証券）」において「行使請求日」という。）の直前取引日（同日を含む。）までの期間（以下、「5 新規発行新株予約権証券（第27回新株予約権証券）」において「平均VWAP算定期間」という。）中の東京証券取引所における、当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格（以下、「5 新規発行新株予約権証券（第27回新株予約権証券）」において「VWAP」という。）の単純算術平均値に101.75%を乗じた価格（円位未満小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入する。）をいう。ただし、平均VWAPの算定において、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び本新株予約権の発行要項に定める除外市場混乱事由発生日（以下、「5 新規発行新株予約権証券（第27回新株予約権証券）」において「除外市場混乱事由発生日」という。）は平均VWAP算定期間に含めないものとする。 3 交付株式数の決定頻度：行使請求日に1回のみ決定される。 4 交付株式数の上限：37,932,500株（2026年2月28日現在の発行済株式数に対する割合は1.46%） なお、当社普通株式に係る公開買付けが開始又は公表された場合等一定の場合には別途の算出方法にて決定される。詳細は、下記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項に記載する。 5 行使価額の下限：1円 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の交付株式数の上限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）：1円（ただし、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 ファシリティ型自己株式取得（ASR）」について（2）ファシリティ型自己株式取得（ASR）の概要について」に記載のとおり、本新株予約権は行使されない可能性がある。）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、当社における標準となる株式である。単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	1 本新株予約権の目的である株式の総数（以下、「5 新規発行新株予約権証券（第27回新株予約権証券）」において「交付株式数」という。）は、以下の算式によって計算される株式数（計算結果が負の値となる場合には0株）とする。ただし、本新株予約権の目的である株式の総数は、本欄第3項及び第4項に基づき調整されるものとする。 交付株式数＝売却株式数（日興）－取得可能株式数（平均VWAP）

- 2 前項の規定にかかわらず、当社普通株式に対する公開買付けの開始若しくは開始予定に係る公表がなされるか、又は当社普通株式に対する公開買付けに係る公開買付け届出書が提出された場合であって、本新株予約権の行使請求日が本公開買付け実施公表日から4取引日後以内の日又は本公開買付け届出書提出日から4取引日後以内の日（ただし、当該4取引日のカウントに際して、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの各取引日は含めない。以下同じ。）である場合、本新株予約権に係る交付株式数は、下記 及び に記載される算式によってそれぞれ計算される数値の合計値とする（なお、下記 及び に記載される算式のそれぞれにおいて、計算の結果生じる100株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。）。
- $$\{ \text{売却株式数（日興）} - (\text{受領金額（日興）} \div \text{平均VWAP（TOB時）}) \} \times \text{TOB時経過期間割合（計算結果が負の値となる場合には0株とする。）}$$
- $$\text{売却株式数（日興）} \times \text{TOB時残存期間割合}$$
- 上記各算式において用いられた用語は、それぞれ以下に定める意味を有する。
- 「平均VWAP（TOB時）」とは、2027年3月15日（ただし、基準取引日（TOB時）が2027年3月15日に先立つ場合には、2026年8月4日とする。）（同日を含む。）から、基準取引日（TOB時）（同日を含む。）までの期間の各取引日（ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。）におけるVWAPの算術平均値に101.75%を乗じた価格をいう（円位未満小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入する。）。
- 「TOB時経過期間割合」とは、2027年3月15日（同日を含む。）から基準取引日（TOB時）（同日を含む。）までにおける取引日（ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。）の日数を、期間全日数（以下に定義する。）で除した割合をいう。ただし、基準取引日（TOB時）が2027年3月15日に先立つ場合には0とする。
- 「期間全日数」とは、2027年3月15日（同日を含む。）から2027年6月30日（同日を含む。）までにおける取引日（ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。）の日数をいう。
- 「TOB時残存期間割合」とは、基準取引日（TOB時）の翌取引日（同日を含む。）から2027年6月30日（同日を含む。）までにおける取引日（ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。）の日数を、期間全日数で除した割合をいう。ただし、基準取引日（TOB時）が2027年3月15日に先立つ場合には1とする。
- 3 2026年8月5日（同日を含む。）から行使請求日の1取引日後の日（同日を含む。）までの期間中に当社が株式分割等の基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）が設定された場合、前項の計算における 売却株式数（日興）及び 当該株式分割等のための権利付最終取引日以前の各取引日における各VWAPは、それぞれ次の算式により調整される。ただし、売却株式数（日興）に係る計算の結果生じる1株未満の端数は切り捨てることとし、調整後VWAPについては小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入することとする。
- $$\text{調整後売却株式数（日興）} = \text{調整前売却株式数（日興）} \times \text{株式分割等の比率}$$
- $$\text{調整後VWAP} = \frac{\text{調整前VWAP}}{\text{株式分割等の比率}}$$
- 4 前項の場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な売却株式数（日興）、平均VWAP、平均VWAP（TOB時）及びVWAPの調整を行う。
- 合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために調整を必要とするとき。
- その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により調整を必要とするとき。

	これらの金額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整にあたり、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 その他当社及び本新株予約権者のいずれもが調整を必要と判断したとき。
新株予約権の行使時の払込金額	1円 ただし、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項が適用される場合においては、その価額は1円に以下の算式によって計算される価額を加算する。 受領金額（日興）× TOB時残存期間割合
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円とする。ただし、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項が適用される場合においては、その価額は1円に上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に記載の算式に従って算定される価額を加算する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2026年8月18日から2027年7月13日まで（以下、「5 新規発行新株予約権証券（第27回新株予約権証券）」において「行使可能期間」という。）とする。ただし、行使可能期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、振替機関が必要であると認めた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。 ただし、行使可能期間にかかわらず、原則として2027年5月10日から2027年7月1日までの間に行使が行われる旨が本新株予約権割当契約において規定されている。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 新株予約権の行使請求の受付場所 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部 2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし 3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 本店営業部
新株予約権の行使の条件	1 本新株予約権の一部行使はできない。 2 本新株予約権者が本新株予約権の行使を行わないことを当社に対して通知した場合、当該通知が行われた日以降、本新株予約権を行使することはできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権には当社の決定による本新株予約権の全部の取得を可能とする条項は付されていない。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。ただし、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況（5）株券等の保有方針」に記載のとおり、割当予定先は、当社の書面による事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が、本新株予約権割当契約において規定されている。
代用払込みに関する事項	該当事項なし

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が組織再編成行為を行う場合は、残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれ再編当事会社の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編当事会社は新株予約権を新たに発行するものとする。 (1) 新たに交付される新株予約権の数 1個 (2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類 再編当事会社の同種の株式 (3) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の数の算定方法 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。 (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は上記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて、組織再編成行為に際して決定する。 (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付並びに新株予約権証券の不発行 上記「(1) 募集の条件」(注)第2項、別記「新株予約権の行使期間」欄、「新株予約権の行使の条件」欄、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄及び本欄並びに別記(注)第8項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。
--------------------------	---

(注) 1. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 本新株予約権の行使は、行使可能期間中に本表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われる。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて本表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使可能期間中に本表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由
前記「1 新規発行新株予約権証券(第23回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 2」をご参照ください。
3. デリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当する事項はございません。
4. 新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 ファシリティ型自己株式取得(ASR)について (2) ファシリティ型自己株式取得(ASR)の概要について <本新株予約権割当契約について>」をご参照ください。
5. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
前記「1 新規発行新株予約権証券(第23回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 5」をご参照ください。
6. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
前記「1 新規発行新株予約権証券(第23回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 6」をご参照ください。
7. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項はありません。
8. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等
前記「1 新規発行新株予約権証券(第23回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 8」をご参照ください。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

6【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

本新株予約権については、平均VWAP次第で本新株予約権が行使されることとなります。本新株予約権に係る調達する資金の額は以下のとおりです。

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
5	9,000,000	0

- （注）１．払込金額の総額は各本新株予約権の発行価額及び各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額です。当社普通株式に係る公開買付けが開始又は公表された場合等一定の場合には、払込金額の総額は増額される可能性があります、原則的な場合を記載しております。
- ２．発行諸費用の概算額は、本新株予約権に係る弁護士費用、価額算定費用等の合計額であり、消費税等は含まれておりません。

（２）【手取金の使途】

該当事項はありません。

上記のとおり、本新株予約権が行使された場合の差引手取概算額は原則0円（ただし、当社普通株式に係る公開買付けが開始又は公表された場合等一定の場合には、払込金額の総額は別途調整されることとなります。）であります。本新株予約権は、本自己株式取得（ToSTNeT-3）におけるS M B C日興証券からの取得分についての当社の1株当たりの実質的な自己株式取得価額を、本自己株式取得（ToSTNeT-3）後の一定期間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終日のVWAPに基づく当社株式の平均価格相当と等しくするための本調整取引の実施を目的に発行されるものであり、資金調達を目的とするものではありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 ファシリティ型自己株式取得（ASR）について

（1）自己株式取得に係る事項の決定について

当社は、2026年7月31日付の取締役会決議において、以下のとおり、自己株式取得に係る事項について決定しております。

（1）取得対象株式の種類	普通株式
（2）取得し得る株式の総数	210,000,000株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する割合9.07％）
（3）株式の取得価額の総額	400,000,000,000円（上限）
（4）取得の方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け
（5）取得期間	2026年8月3日

（2）ファシリティ型自己株式取得（ASR）の概要について

当社は、上記(1)の自己株式取得に係る事項に関連して、その具体的な取得方法として、2026年7月31日の終値（最終特別配を含みます。）2,109円で、2026年8月3日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）において買付の委託を行い、約4,000億円に相当する189,663,300株の自己株式の取得（本自己株式取得（ToSTNeT-3））を行います（その他の取引制度や取引時間への変更は行いません。）。なお、当該買付注文は当該取引時間限りの注文とします。

なお、本自己株式取得（ToSTNeT-3）においては、その取得予定株式数189,663,300株についてS M B C日興証券より売付注文がなされる予定であります。S M B C日興証券からの取得分についての当社の1株当たりの実質的な取得価額が、本自己株式取得（ToSTNeT-3）後の一定期間の各取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終日のVWAPに基づく当社株式の平均価格相当（平均VWAP）と等しくなるよう、当社とS M B C日興証券との間で本新株予約権の行使又は当社宛の当社株式の無償譲渡（本無償譲渡）を用いた調整取引（本調整取引）が行われる予定です。本調整取引の結果、最終的な自己株式の取得株式数が変動する可能性があります。本調整取引の詳細については下記をご参照ください。

当社は、今般実施する自己株式の取得について、S M B C日興証券より提案のあったファシリティ型自己株式取得（ASR）（本自己株式取得（ToSTNeT-3）及び本調整取引の一連の取引を通じた自己株式の取得をあわせて、以下「本スキーム」と総称します。）の方法を併せて行うことが、以下に記載の理由により、相応の規模を有する自己株式の取得を即時に行いたいという当社のニーズを充足し得る最良の選択肢であると判断し、本自己株式取得（ToSTNeT-3）をファシリティ型自己株式取得（ASR）により行うことといたしました。

市場買付による自己株式の取得方法のうち、通常の立会取引で自己株式を取得するスキームとしては、当社が個別に発注するもの、証券会社による一任勘定取引、信託会社の利用等、様々な手法が存在しますが、当社が今回企図している規模の自己株式の取得を行う場合、当社株式の市場における売買高を勘案すると、いずれの市場買付による手法も、自己株式の取得が終了するまでに一定の期間を要することになることが想定されます。また、ToSTNeT-3において買付の委託を行う場合には、上記の手法と異なり、取引自体は1日で終了するものの、株主の皆様による売付注文の数量次第では、当社が企図していた規模の自己株式の取得ができない可能性があります。

この点、本スキームを採用することで、新株予約権の発行に係る手続きを要するものの、一般の株主の皆様による売付注文が少ない場合であっても、S M B C日興証券が自己の計算に基づき、本自己株式取得（ToSTNeT-3）に係る取得予定株式数の総数について売付注文を行う予定であることから、当社は取得予定株式数の総数について高い確度で自己株式の取得を行うことが可能になります。なお、現時点でS M B C日興証券の売付注文は確定しておりませんが、S M B C日興証券からは、貸株市場及び当社株主からの借株により、取得予定株式数の総数について売付注文を行うことが可能であると見込んでいる旨の確認を得ております。S M B C日興証券は当該借株の返却を目的として一定期間中、当社株式を株式市場内で取得（以下「本市場買付取引（ASR）」といい、本市場買付取引（ASR）を行う期間を「本市場買付期間（ASR）」といいます。）（注）する予定ですが、本市場買付期間（ASR）中に行われるS M B C日興証券による本市場買付取引（ASR）により、当社株式の需給の改善も期待できるものと考えております。

（注） 本市場買付取引（ASR）はS M B C日興証券の裁量により自らの判断と計算において行われるものであり、本市場買付期間（ASR）は2026年8月4日から、その最終日は遅くとも2027年6月30日までとなります。ただし、S M B C日興証券により、本新株予約権の権利行使期間（以下に定義します。詳細については後記＜本調整取引の実施日（本新株予約権の権利行使期間）＞をご参照ください。）の延長が必要となる市場混乱事由発生日（当社株式に関する取引制限等が課される等、本新株予約権割当契約に基づき一定の事由が発生したとS M B C日興証券が合理的に判断した取引日をいう。「取引日」とは東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）が発生した旨の申告が当社になされた場合、当該取引日の日数分に相当する取引日だけ、本市場買付期間（ASR）は延長される場合があります。

<本スキーム（ファシリティ型自己株式取得（ASR））の概要>

本スキームの概要は以下のとおりです。

- ・ 当社は、2026年8月3日にToSTNeT-3による買付けにより、取得単価（2,109円）で、取得予定金額（約4,000億円）に相当する取得予定株式数（189,663,300株）の本自己株式取得（ToSTNeT-3）を行います。本自己株式取得（ToSTNeT-3）に際して、S M B C 日興証券は貸株市場及び当社株主から借株をした上で本自己株式取得（ToSTNeT-3）に応じる形で取得予定株式数と同数の売付注文を行う予定です。
したがって、本自己株式取得（ToSTNeT-3）に際して、一般の株主の皆様が売付注文をしない場合であっても、当社は本自己株式取得（ToSTNeT-3）において取得予定株式数分の自己株式は取得することができる見込みです。なお、ToSTNeT-3では一般の株主の皆様からの売付注文は、金融商品取引業者であるS M B C 日興証券の自己の計算に基づく売付注文より優先されますので、一般の株主の皆様からの売付注文がある場合には、S M B C 日興証券による売付注文に対する約定は、その分を除いた株式数についてのみなされます。そのため、一般の株主の皆様から取得予定株式数に達する数の売付注文があった場合には、S M B C 日興証券からの売付けによる本自己株式取得（ToSTNeT-3）は行われないこととなり、本調整取引は行われません。
- ・ S M B C 日興証券は、本自己株式取得（ToSTNeT-3）後に、借り入れた当社株式のうち本自己株式取得（ToSTNeT-3）において実際に当社に対して売却した数量の当社株式（以下、かかる株式の数量を「全売却株式数（日興）」といいます。）の返却を目的として、S M B C 日興証券の裁量により自らの判断と計算において当社株式を株式市場内で取得する予定です（本市場買付取引（ASR））。
- ・ 本スキームにおいては、当社が本自己株式取得（ToSTNeT-3）を通じてS M B C 日興証券から取得した株式に関して、当社の1株当たりの実質的な取得単価が各調整期間（以下に定義します。）の平均VWAPと等しくなるように設計されています。具体的には、本新株予約権割当契約に基づき、平均VWAPの推移の状況に応じて本調整取引が行われます。
- ・ 本市場買付取引（ASR）は、本市場買付期間（ASR）を5つに分割した期間（以下「調整期間」といいます。）において、本自己株式取得（ToSTNeT-3）に係る取得予定株式数を5つに分割した株式数（以下「売却株式数（日興）」又は「調整期間対象取引株式数」といいます。）を対象に行われます。各調整期間に応じた本市場買付取引（ASR）を踏まえ行われる本調整取引の内容は、具体的には以下のとおりであります。なお、平均VWAPについても各調整期間においてそれぞれ異なるものが適用されますが、詳細につきましては後記「<調整期間及び調整期間対象取引株式数並びに平均VWAP等>」のとおりです。

平均VWAPが本自己株式取得（ToSTNeT-3）に係る取得単価よりも高い場合（本新株予約権の権利行使による本調整取引）

- この場合、S M B C 日興証券が、本市場買付取引（ASR）において平均VWAPで株式を取得すると仮定すると、S M B C 日興証券が本自己株式取得（ToSTNeT-3）において当社から受領した金額（以下、「全受領金額（日興）」といい、そのうち各調整期間に応じた売却株式数（日興）に対応する金額を「受領金額（日興）」といいます。）を使っても、S M B C 日興証券が借り入れた株式の返却に十分な数量の株式を買い付けることができません（かかる仮定の下で各調整期間に買い付けることができる株式数を、以下「取得可能株式数（平均VWAP）」といいます。）。そのため、S M B C 日興証券は、本新株予約権を行使することにより、不足する株式数に相当する株式を取得します。なお、各本新株予約権の行使時の出資金額は1円であり、その行使によりS M B C 日興証券に交付される株式数は、以下の算式によって算定されます。

本新株予約権の交付株式数 = 売却株式数（日興） - 取得可能株式数（平均VWAP）

（取得可能株式数（平均VWAP） = 受領金額（日興） ÷ 平均VWAP）

上記交付株式数は行使価額1円に対する交付株式数です。

平均VWAPが本自己株式取得（ToSTNeT-3）に係る取得単価よりも低い場合（本無償譲渡による本調整取引）

- この場合、S M B C 日興証券が、本市場買付取引（ASR）において平均VWAPで株式を取得すると仮定すると、S M B C 日興証券は受領金額（日興）を用いて本自己株式取得（ToSTNeT-3）において当社に売却した当社株式数（売却株式数（日興））を超過した数量を買い付けることができます（かかる仮定の下でS M B C 日興証券が受領金額（日興）を用いて各調整期間に買い付けることができる株式数を、以下「買付株式数（平均VWAP）」といいます。）。そのため、S M B C 日興証券は、本新株予約権の不行使通知（以下に定義します。）を行い、当該超過分に相当する当社株式を当社に対して無償で譲渡（本無償譲渡）します。なお、1回の本無償譲渡により当社に譲渡される当社株式数は、以下の算式によって算定されます。

無償譲渡される当社株式数 = 買付株式数（平均VWAP） - 売却株式数（日興）

（買付株式数（平均VWAP） = 受領金額（日興） ÷ 平均VWAP）

- なお、本新株予約権の行使を行わないことを当社に対して通知（以下「不行使通知」といいます。）した場合、当該通知が行われた日以降、当該本新株予約権を行使することはできません。

- ・ 上記のとおり、本新株予約権の行使による本調整取引が行われた場合、当社が取得することとなる実質的な自己株式の取得株式数は、当社がToSTNeT-3取引により買い付けた株式数から、本新株予約権の権利行使による交付株式数を控除した株式数となります。反対に、本無償譲渡による本調整取引が行われた場合には、実質的な自己

株式の取得株式数は本無償譲渡に基づき取得する株式数分、増加します。結果として、本調整取引により当社が取得予定株式数における取得予定金額を使用して平均VWAPで株式を買い付けた場合と同じ結果となります。なお、本調整取引は、各調整期間対象取引株式数を対象に複数回（計5回）行われるため、本スキームを通じて最終的に取得することとなる実質的な株式数は、それぞれの本調整取引の結果次第で増減します。また、本自己株式取得（ToSTNeT-3）において一般の株主の皆様から売付注文があった場合、本調整取引の対象となる自己株式取得の株式数は減少します。

なお、当社普通株式に対する公開買付けが開始又は公表された場合等においては、上記の平均VWAP及び本自己株式取得（ToSTNeT-3）に係る取得単価の関係性に関わらず本新株予約権が行使される場合があり、その場合には本新株予約権の発行要項に基づき、当該公開買付けの開始又は公表までの一定期間のVWAPの平均値を基に事後調整取引を実施した上で、当該公開買付けの開始又は公表から権利行使期間（以下に定義します。）の末日までの取引日数を考慮した、借株の返却を目的とした本市場買付取引（ASR）未実施相当分について精算するため、本新株予約権の行使価額及び交付株式数が調整されることとされています（当社普通株式に対する公開買付けが開始又は公表された場合等において当該行使価額及び交付株式数の調整が適用される本新株予約権の行使を、以下「本新株予約権の公開買付発生時行使」といいます。）。また、当該交付株式数が0株である場合においては、S M B C日興証券は、本新株予約権の発行要項に基づき算定される数の当社株式を、当社に対して無償で譲渡します。

< 調整期間及び調整期間対象取引株式数並びに平均VWAP等 >

調整期間、調整期間対象取引株式数（上限）、本調整取引時に行使対象となる本新株予約権の回号はそれぞれ以下のとおりです。また、各調整期間に応じた本調整取引において適用される平均VWAPは、各調整期間の初日から行使対象となる各本新株予約権の権利行使日（本新株予約権が行使されない場合は、本新株予約権の不行使通知の実行日）の前取引日までのVWAPの単純算術平均値に、それぞれ以下の平均VWAP算出時適用料率を乗じた価格（円位未満小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入します。）となります（ただし、平均VWAPの算定において、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間、本新株予約権の発行要項に定める除外市場混乱事由発生日は平均VWAP算定期間に含めません。）。なお、各調整期間の実際の調整期間対象取引株式数は、全売却株式数（日興）を5で除した株式数（ただし、調整期間 乃至 に対応する株式数は100株未満を切り捨てるものとし、当該切捨て分は調整期間 に対応する株式数に加算するものとします。）となります。

調整期間	調整期間対象取引株式数 （売却株式数（日興））	行使対象の本新株予約権 （回号）	平均VWAP算出時適用料率
2026年8月4日～2026年11月18日	37,932,900株（上限）	第23回	100.55%
2026年10月1日～2027年1月15日	37,932,600株（上限）	第24回	100.90%
2026年11月19日～2027年3月12日	37,932,600株（上限）	第25回	100.92%
2027年1月18日～2027年5月6日	37,932,600株（上限）	第26回	101.18%
2027年3月15日～2027年6月30日	37,932,600株（上限）	第27回	101.75%

< 本調整取引の実施日（本新株予約権の権利行使期間） >

上記の本調整取引（本新株予約権の行使又は本無償譲渡）は、原則として本新株予約権割当契約で定められる以下の本新株予約権の権利行使期間（以下「権利行使期間」といいます。）中に行われる予定です。ただし、権利行使期間は、ＳＭＢＣ日興証券により、本新株予約権の権利行使期間の延長が必要となる市場混乱事由発生日が発生した旨の申告が当社になされた場合、最長で各本新株予約権の発行要項に定める行使可能期間（以下「行使可能期間」といいます。）の最終日（各権利行使期間の最終日の8取引日後の日）を限度として当該日数に相当する取引日だけ延長される他、本新株予約権の公開買付発生時行使が行われる場合においては権利行使期間に関わらず行使可能期間の初日以降に行使される場合があります。最終的な本調整取引の結果については、別途開示をする予定ですが、その結果次第では、最終的な自己株式の取得総額又は取得株式数が変動する可能性があります。

なお、万が一、平均VWAPが本自己株式取得（ToSTNeT-3）に係る取得単価と同額であった場合は、ＳＭＢＣ日興証券は不行使通知を行い、また、本無償譲渡も行われません。

調整期間 に対応する権利行使期間：2026年10月2日～2026年11月19日

調整期間 に対応する権利行使期間：2026年11月20日～2027年1月18日

調整期間 に対応する権利行使期間：2027年1月19日～2027年3月15日

調整期間 に対応する権利行使期間：2027年3月16日～2027年5月7日

調整期間 に対応する権利行使期間：2027年5月10日～2027年7月1日

なお、調整期間の分割によって、ＳＭＢＣ日興証券による本市場買付取引（ASR）による当社株式の需給の改善効果の平準化が期待できる他、調整期間の分割に応じた複数の調整取引機会により、当社の株価動向が軟調な調整期間においてはその調整取引が（本新株予約権の行使によるものではなく）無償譲渡により行われ、結果として当社株式の希薄化の低減が図られる可能性等のメリットが考えられ、既存株主の利益にも資するものと考えております。

< 本新株予約権割当契約について >

当社は本日付でＳＭＢＣ日興証券との間で本新株予約権割当契約を締結しております。本新株予約権割当契約において、ＳＭＢＣ日興証券は、上記のとおり本自己株式取得（ToSTNeT-3）に係る取得単価と平均VWAPを比較した上で、本新株予約権を行使するか本無償譲渡を実施することが義務付けられています（ただし、万が一、平均VWAPが本自己株式取得（ToSTNeT-3）に係る取得単価と同額であった場合は、ＳＭＢＣ日興証券は不行使通知を行い、また、本無償譲渡も実施されません。）。また、ＳＭＢＣ日興証券は不行使通知をした場合、当該不行使通知が行われた日以降、当該本新株予約権を行使することはできないこととされています。なお、ＳＭＢＣ日興証券による本市場買付取引（ASR）については、実施するか否か、買付けの時期・価格を含め、ＳＭＢＣ日興証券の裁量により行われます。

2 ソフトバンク株式会社、PayPay株式会社及び三井住友カード株式会社との資本提携並びにソフトバンク株式会社、PayPay株式会社、LINEヤフー株式会社及び三井住友カード株式会社との業務提携について

当社は、2026年7月31日付の取締役会決議において、株式会社セブン・イレブン・ジャパンとともに、ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」といいます。）、PayPay株式会社（以下「PayPay」といいます。）及びLINEヤフー株式会社（以下「LINEヤフー」といいます。）との間、並びに三井住友カード株式会社（以下「三井住友カード」といいます。）との間で、それぞれ業務提携（以下「本業務提携」といいます。）に関する契約を締結すること、また、当社とソフトバンク及びPayPay、並びに当社と三井住友カードとの間でそれぞれ資本提携（以下「本資本提携」といいます。）に関する契約を締結するとともに、当該3社を割当予定先とする第三者割当による144,927,534株の自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことを決定しており、本自己株式処分に係る有価証券届出書を提出しております。

本資本提携及び本業務提携の概要は以下のとおりであります。詳細につきましては、当社が2026年7月31日に提出した本自己株式処分に係る有価証券届出書をご参照ください。

(1) 本資本提携の内容

当社は、本自己株式処分により、ソフトバンク、PayPay及び三井住友カードに対して、それぞれ48,309,178株（議決権数483,091個）、48,309,178株（議決権数483,091個）及び48,309,178株（議決権数483,091個）の当社普通株式を割り当てます。本自己株式処分後のソフトバンク、PayPay及び三井住友カードの当社の発行済株式総数（2026年2月28日時点。自己株式を除きます。）に対する持株比率はそれぞれ2.27%、2.27%、2.27%となります。なお、これらの持株比率は本自己株式取得（ToSTNeT-3）を通じて取得予定の自己株式数を考慮して計算しています。

(2) 本業務提携の内容

本業務提携の主な内容は以下のとおりです。

- 1 7iDのPayPay IDへの統合と、両社共通の顧客基盤の構築
- 2 セブン・イレブン店舗及び各種サービスにおける、PayPayポイントとVポイントの導入による来店動機の創出
- 3 ソフトバンク通信サービス利用者、PayPay、及びLINEヤフーユーザーに向けた各種キャンペーン、販促施策による来店頻度、アプリ利用頻度の向上
- 4 PayPay、LINEにおけるセブン・イレブンミニアプリの展開とマーケティング機会の拡大
- 5 PayPay及び三井住友カードとの決済・ポイントサービスの連携強化、店舗ネットワークを含む顧客接点の相互活用等による、顧客利便性の向上及び顧客基盤の拡大
- 6 ソフトバンクとの店舗オペレーション領域、次世代サプライチェーン領域、エネルギー領域をはじめとする各種領域における共同検討による次世代生活インフラの共創の追求

これらに加え、当社の更なる企業価値向上に資する施策の検討及び協議を進めてまいります。

当社は、本業務提携を通じて、各社の有する最先端のテクノロジー、国内トップクラスの顧客基盤等を活用することが可能となり、当社が顧客に提供する体験価値の向上を実現できると考えております。

(3) 本資本提携及び本業務提携の相手先の概要

(1) 名称	ソフトバンク株式会社
(2) 所在地	東京都港区海岸一丁目7番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一
(4) 事業内容	・ 移動通信サービスの提供 ・ 携帯端末の販売 ・ 固定通信サービスの提供 ・ インターネット接続サービスの提供
(5) 資本金	244,355百万円（2026年3月31日現在）

(1) 名称	PayPay株式会社
(2) 所在地	東京都千代田区紀尾井町1番3号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長執行役員CEO 中山 一郎
(4) 事業内容	モバイルペイメント等電子決済サービスの開発・提供
(5) 資本金	200,635百万円（2026年3月31日現在）

(1) 名称	LINEヤフー株式会社
(2) 所在地	東京都千代田区紀尾井町1番3号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長CEO 出澤 剛
(4) 事業内容	・ インターネット広告事業 ・ イーコマース事業及び会員サービス事業などの展開 ・ グループ会社の経営管理業務
(5) 資本金	252,134百万円（2026年3月31日現在）

(1) 名称	三井住友カード株式会社
(2) 所在地	東京本社 東京都江東区豊洲二丁目2番31号SMBC豊洲ビル 大阪本社 大阪府大阪市中央区今橋四丁目5番15号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 佐々木 丈也（2026年7月1日時点）
(4) 事業内容	・ クレジットカード業務 ・ デビットカード・プリペイドカード・その他決済業務 ・ ローン業務 ・ 保証業務 ・ その他付随業務
(5) 資本金	34,000百万円（2026年3月31日現在）

(3) 日程

(1) 本資本業務提携及び本自己株式処分に関する取締役会決議日	2026年7月31日
(2) 本資本業務提携及び本自己株式処分に関する契約締結日	2026年7月31日
(3) 本自己株式処分の払込期日及び本資本業務提携の開始日	2026年8月17日（予定）

(4) 今後の見通し

当社は本資本業務提携及び本自己株式処分が、当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものと考えておりますが、現時点における2027年2月期の業績への具体的な影響額は未定です。今後、公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

名称	S M B C 日興証券株式会社
本店の所在地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
代表者の役職及び氏名	取締役社長 吉岡 秀二
資本金	1,350億円（2026年3月31日現在）
事業の内容	金融商品取引業等
主たる出資者及びその出資比率	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 100%

(2) 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数（2026年2月28日現在）	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数（2026年2月28日現在）	38,247,152株（2026年2月28日現在。2026年2月28日現在の当社の普通株式に係る総議決権数の1.65%）
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引等関係	該当事項はありません。	

(3) 割当予定先の選定理由

当社は、今般の自己株式の取得を検討するにあたり、S M B C 日興証券より提案を受けたファシリティ型自己株式取得（ASR）を採用することにより、市場株価の動向を適切に反映した形で株主還元策として相応の規模を有する自己株式の取得を即時に行うことが可能となるものと判断し、自己株式の取得を本スキームにより行うこととしました。本スキームにおいては上記のとおり、本自己株式取得（ToSTNeT-3）における取得分について、当社の1株当たりの実質的な取得価額が平均VWAP相当になるよう、本調整取引が行われます。当社は、株主還元の拡充を図ることを目的とした今般の自己株式の取得を、本調整取引を含めたファシリティ型自己株式取得（ASR）の方法により遂行するため、本新株予約権をS M B C 日興証券へ割り当てることを決定いたしました。

（注） 本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるS M B C 日興証券により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(4) 割り当てようとする株式の数

割当予定先に割り当てる各本新株予約権の目的である株式の総数の合計は189,662,800株（上限）であります（ただし、実際の各本新株予約権の目的である株式の総数は、各本新株予約権の発行要項に基づき変動します。）。

(5) 株券等の保有方針

本新株予約権割当契約において、S M B C 日興証券は当社の事前の書面による同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することができない旨等が定められております。

また、S M B C 日興証券は、本新株予約権の行使により交付される当社株式について長期保有する意思を有しておらず、S M B C 日興証券が借り入れた株式の返却に充当する等により処分していく方針であることを確認しております。

(6) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるS M B C 日興証券からは、本新株予約権の発行価額（払込金額）及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額に要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けており、同社の2026年3月期決算短信（連結）に記載されている2026年3月31日現在の連結貸借対照表及び個別財務諸表等から十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認し、また、本自己株式取得（ToSTNeT-3）においてS M B C 日興証券が、S M B C 日興証券が借り入れた株式を自己の計算に基づき売却し、その対価を受領することからも、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(7) 割当予定先の実態

S M B C 日興証券は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

S M B C 日興証券は金融商品取引業者としての登録を行い、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服しております。また、S M B C 日興証券は東京証券取引所その他の金融商品取引所の取引参加者であり、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」という。）には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の内容として譲渡制限は設けておりません。ただし、割当予定先は、当社の事前の書面による同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が、本新株予約権割当契約において規定されています。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株予約権はいずれもファシリティ型自己株式取得（ASR）における本調整取引のために発行されるものです。当社は、本新株予約権の発行要項並びにS M B C 日興証券との間で締結した本新株予約権割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（本社：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表取締役：山本顕三）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の権利行使が行われない場合には、S M B C 日興証券から当社株式が無償で譲渡される等の本新株予約権割当契約に記載の条件も考慮しつつ、当社株式の株価変動率、本新株予約権の行使条件等を勘案し、新株予約権の評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しました。当社は、S M B C 日興証券が取得する本スキームにおける地位は単に将来の一定の時点までの株価の騰落を事後的に精算するという地位に過ぎず、株価は基本的に上下どちらにも変動し得る以上、積極的な価値を持たず、本新株予約権の発行要項、無償取得に係る条項等本新株予約権割当契約に定められた諸条件を一体として評価すればいずれも価値は零であると評価できることから、赤坂国際会計の評価を参考にしつつ、本新株予約権の内容を勘案の上、無償での本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととしました。

また、当社監査役5名（うち社外監査役3名）全員から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株予約権の発行条件は、いずれもS M B C 日興証券に特に有利な条件に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実認められない旨の意見をj得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

平均VWAPが本自己株式取得（ToSTNeT-3）に係る取得単価よりも高い場合に行使されることとなる本新株予約権の交付株式数の上限は、189,662,800株であります（当社の発行済株式総数2,604,555,849株（2026年2月28日現在）に対して7.28%、総議決権数23,139,195個（2026年2月28日現在）に対して8.20%の希薄化率）。ただし、本新株予約権の権利行使（本調整取引）は、本自己株式取得（ToSTNeT-3）における取得分について、当社の1株当たりの実質的な取得価額が平均VWAP相当になるように行われるものであり、また、本新株予約権の実際の交付株式数は、本新株予約権の権利行使日に、売却株式数（日興）から取得可能株式数（平均VWAP）を控除して算出される数となる（上記の希薄化率はあくまで交付株式数の上限に基づいている）ことから、本自己株式取得（ToSTNeT-3）及び本調整取引全体で考えた場合には本自己株式取得（ToSTNeT-3）以前対比で希薄化を生じさせるものではなく、その規模は合理的であると判断しております。

なお、本新株予約権については原則として平均VWAPが本自己株式取得（ToSTNeT-3）に係る取得単価よりも高い場合にのみ行使されるものであり、低い場合には本新株予約権は行使されないため、希薄化を生じさせるものではありません。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所有株 式数(株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1 号	395,433,700	17.09	395,433,700	17.09
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内3丁 目3番1号	38,247,152	1.65	227,909,952	9.85
伊藤興業株式会社	東京都千代田区五番町12番 地3	212,103,012	9.17	212,103,012	9.17
株式会社日本カストディ銀 行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番 12号	142,434,800	6.16	142,434,800	6.16
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マス タートラスト信託銀行株式 会社)	東京都千代田区丸の内1丁 目6番6号 (東京都港区赤坂1丁目8番 1号)	53,017,059	2.29	53,017,059	2.29
三井物産株式会社 (常任代理人 株式会社日 本カストディ銀行)	東京都千代田区大手町1丁 目2番1号 (東京都中央区晴海1丁目8 番12号)	48,667,440	2.10	48,667,440	2.10
JP MORGAN CHASE BANK 385864 (常任代理人 株式会社み ずほ銀行)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15 番地1)	47,916,351	2.07	47,916,351	2.07
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社み ずほ銀行)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南2丁目15 番地1)	46,922,528	2.03	46,922,528	2.03
三菱ＵＦＪモルガン・スタ ンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁 目9番2号	33,864,384	1.46	33,864,384	1.46
THE CHASE MANHATTAN BANK,N.A. LONDONSECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 株式会社み ずほ銀行)	WOOLGATE HOUSE ,COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD,ENGLAND (東京都港区港南2丁目15 番地1)	33,200,865	1.43	33,200,865	1.43
計	-	1,051,807,291	45.46	1,241,470,091	53.65

(注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、それぞれ2026年2月28日現在の株主名簿上の所有株式数によって算出しており、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 「割当後の所有株式数」は、割当予定先であるＳＭＢＣ日興証券を除き2026年2月28日現在の株主名簿上の株式数であり、割当予定先であるＳＭＢＣ日興証券については本新株予約権の目的である普通株式の数の上限(189,662,800株)を加算して算出しております。また、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数(23,139,195個)に、本新株予約権の目的である普通株式に係る議決権数の上限(1,896,628個)を加えた議決権数から、本自己株式取得(ToSTNeT-3)における取得予定株式数に係る議決権の数(1,896,633個)を減算した数(23,139,190個)で除して算出しており、小数点以下第3位を四捨五入しております。なお、2026年7月31日付の取締役会決議において決定された、ソフトバンク、PayPay及び三井住友カードを割当先とする本自己株式処分に係る株式数及び議決権については、上記の大株主の状況に加味しておりません。

3. 割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について長期保有を約していないため、割当予定先であるＳＭＢＣ日興証券の実際の「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は上記と異なる見込みです。

4. 当社は、上記のほか自己株式289,783,358株（2026年2月28日現在）を保有しております。なお、当該自己株式数には役員報酬BIP信託が保有する当社株式1,825,530株及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式1,203,918株は含めておりません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第21期（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日） 2026年5月20日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年7月31日）までに、以下の臨時報告書を提出しています。

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年5月29日に関東財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号及び同項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年6月12日に関東財務局長に提出

3【訂正報告書】

訂正報告書（上記2(2)の臨時報告書の訂正報告書）を2026年6月18日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2026年7月31日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2026年7月31日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社セブン＆アイ・ホールディングス 本店
（東京都千代田区二番町8番地8）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。